

◎新潟県告示第332号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 飯山斑尾新井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
妙高市大字樽本字東川手乙5番4から	新	4.9～14.0メートル	83.8メートル
同市大字樽本字東川手乙5番2まで	旧	4.0～6.4メートル	82.8メートル